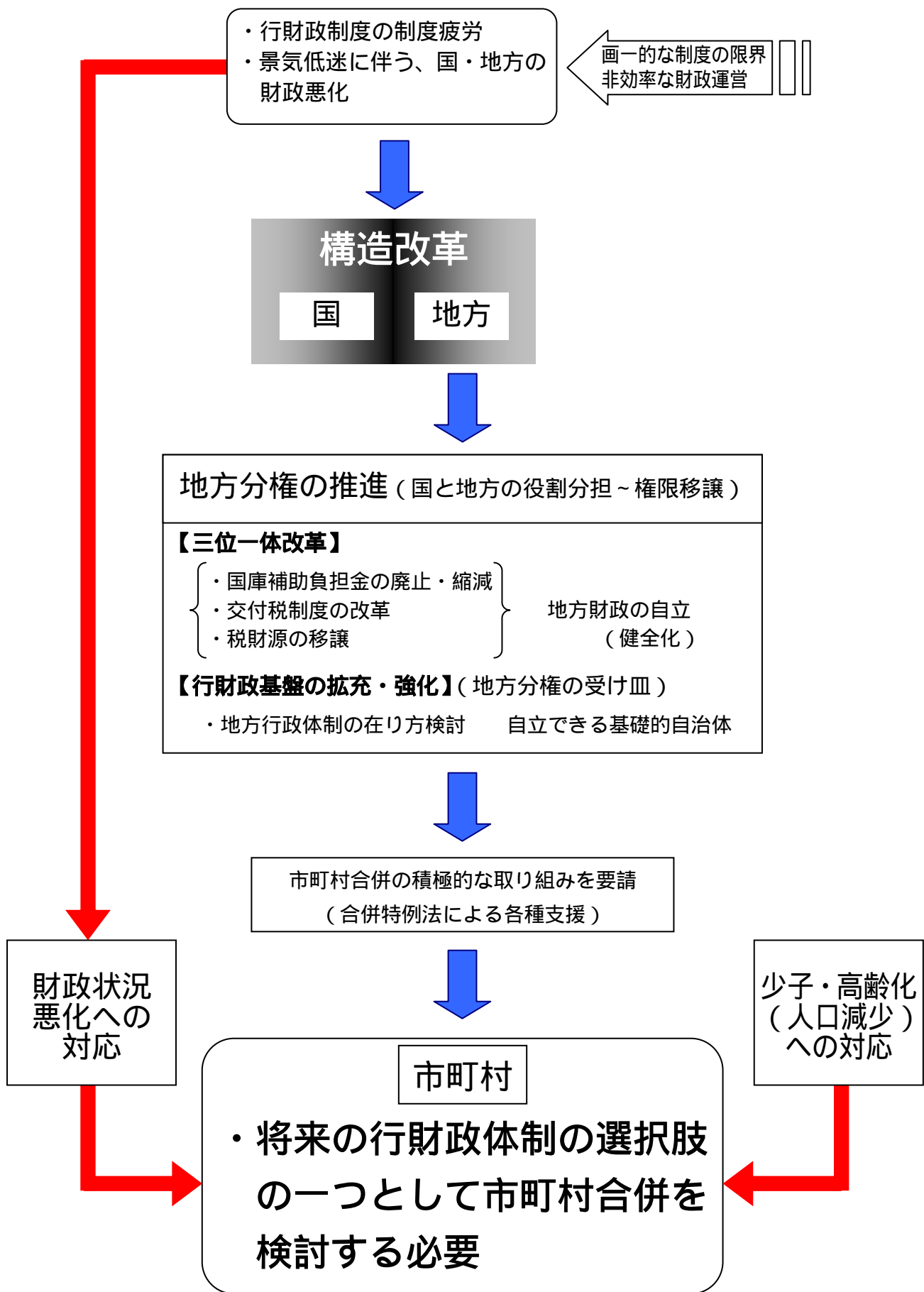
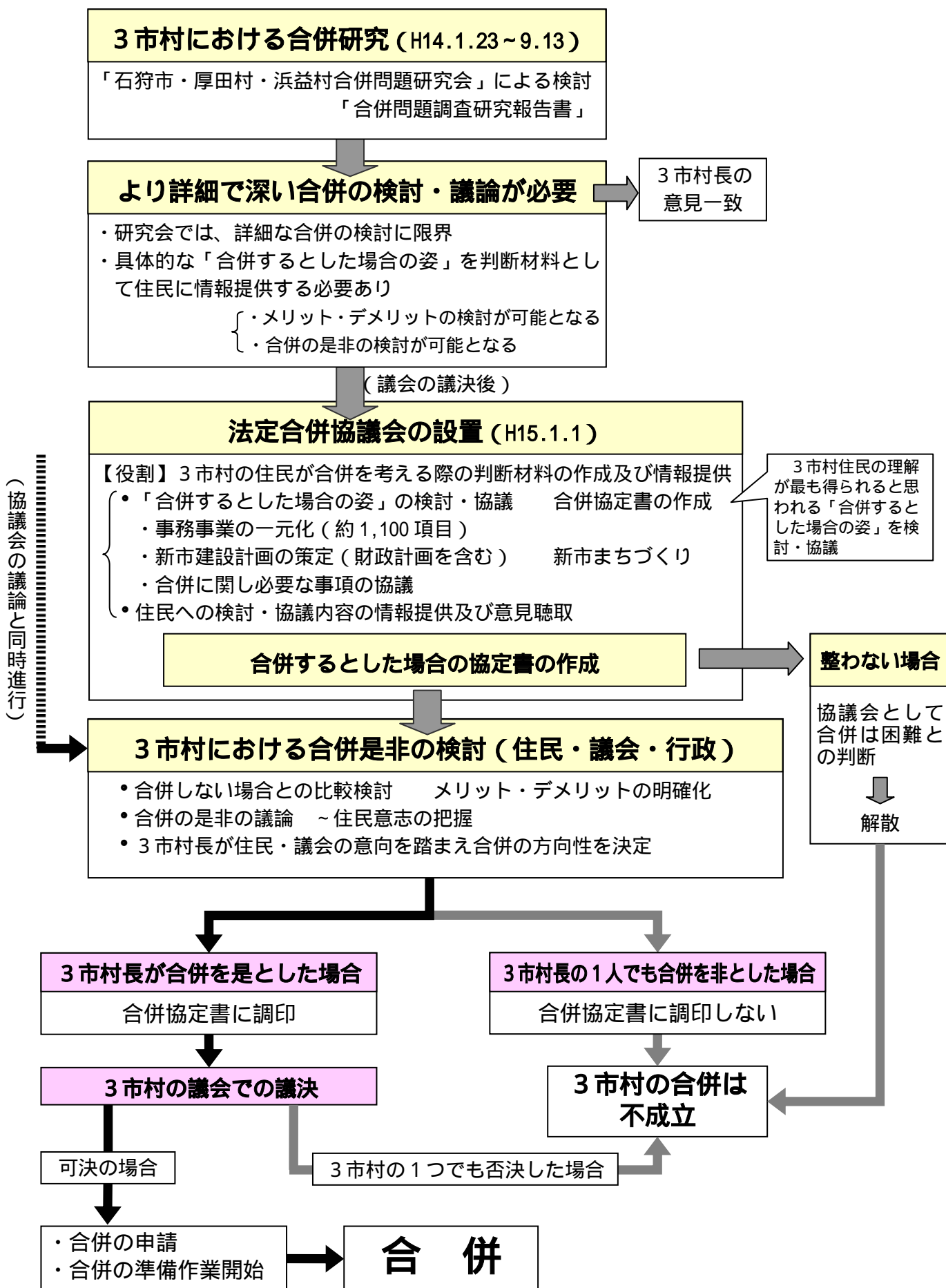


～ 市町村合併検討の背景 ～



～ 石狩市・厚田村・浜益村における合併検討の流れ～



法定合併協議会の役割及び性質

1 法定合併協議会設置の根拠(合併特例法第3条第1項)

第3条 市町村の合併をしようとする市町村は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の2第1項の規定により、合併市町村の建設に関する基本的な計画(以下「市町村建設計画」という。)の作成その他市町村の合併に関する協議を行う協議会(以下「合併協議会」という。)を置くものとする。

2 法定合併協議会の役割

- ・ 事務事業の一元化
- ・ 市町村建設計画の作成
- ・ 合併すること自体の是非も含め、合併に関しあらゆることを協議する自治法上の協議会



合併協定書の作成

合併協議会の設置が、そのまま合併することとはならない

3 法定合併協議会の性質 大きく二つに分かれる

(1) 合併することを前提とした合併協議会

任意の合併協議会などで協議を行ない、合併することに合意し、合併しようとする市町村が、市町村建設計画や諸条件を協議するために法定合併協議会を設置する場合

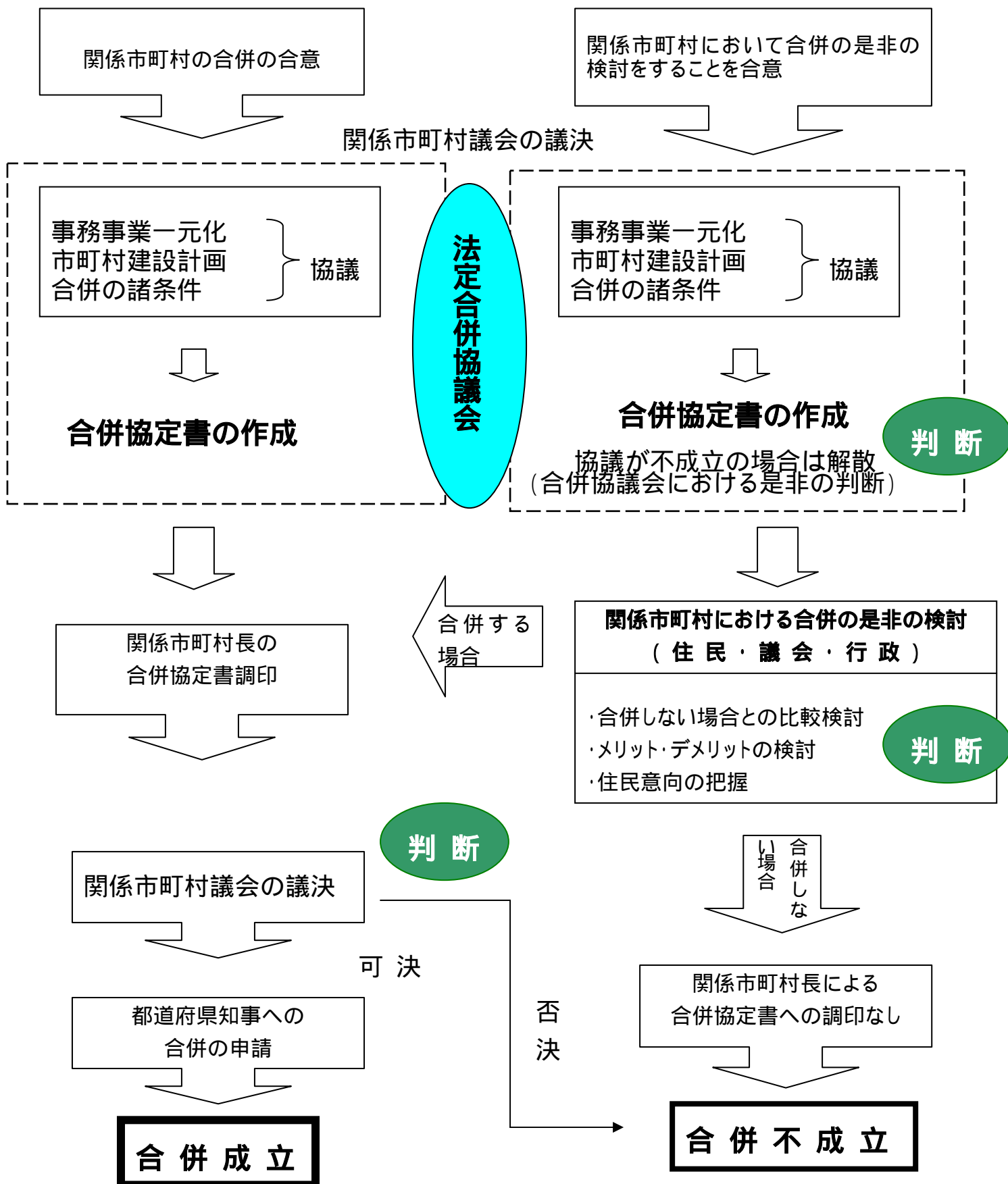
(2) 合併することを前提としない合併協議会 (石狩市・厚田村・浜益村合併協議会の場合)

合併の是非を検討し、合意が得られた場合に合併しようとする市町村が、合併の是非を検討するために必要となる「合併するとした場合」の市町村建設計画や諸条件を協議するために法定合併協議会を設置する場合

法定合併協議会の性質

(1) 合併することを前提とした合併協議会

(2) 合併することを前提としない合併協議会 (石狩市・厚田村・浜益村合併協議会)



合併を前提としない法定合併協議会の状況

当該資料は、平成15年7月1日現在のホームページ等により、調査可能な範囲内においてとりまとめたものであること。

1 合併を前提としない法定合併協議会で合併に至った合併市町村（H13.4.1以降のもの）

合併年月日	合併市町村名 (新市町名)	法定合併協議会名	備 考
H15.4.1	熊本県あさぎり町	中球磨5か町村合併協議会	
H15.4.1	香川県東かがわ市	引田町、白鳥町、大内町合併協議会	
H15.6.6	千葉県野田市	野田市・関宿町合併協議会	

2 合併を前提としない法定合併協議会で合併に至らなかったもの（H13.4.1以降のもの）

設置年月日	関係市町村名	法定合併協議会名	備 考
H13.4.1	埼玉県朝霞市、 志木市、和光市、新座市	朝霞市・志木市・和光市・新座市合併協議会	

3 合併を前提としない法定合併協議会（H15.6.19現在協議中のもの）

設置年月日	関係市町村名	法定合併協議会名	備 考
H12.4.1	埼玉県富士見市、 上福岡市、大井町、三芳町	富士見市・上福岡市・大井町・三芳町合併協議会	
H13.11.1	愛知県豊川市、音羽町、 一宮町、小坂井町、御津町	豊川市・音羽町・一宮町・小坂井町・御津町合併協議会	
H14.4.1	沖縄県平良市、 城辺町、下地町、上野村、 伊良部町、多良間村	宮古地区市町村合併協議会	
H14.7.23	和歌山県田辺市、 中辺路町、大塔村、上富田 町、龍神村、本宮町	田辺広域合併協議会	
H14.8.1	佐賀県佐賀市、諸富町、 川副町、東与賀町、 久保田町、大和町、富士町	佐賀市・諸富町・川副町・東与賀町・久保田町・大和町・富士町合併協議会	
H14.10.1	高知県佐川町、越知町、 池川町、吾川村、仁淀村	高吾北地域合併協議会	
H15.1.24	高知県高知市、鏡村、 土佐山村	高知市・鏡村・土佐山村合併協議会	
H15.3.15	徳島県三野町、三好町、 井川町、三加茂町	三野町・三好町・井川町・三加茂町合併協議会	
H15.4.1	千葉県印西市、白井市、 印旛村、本埜村	印西市・白井市・印旛村・本埜村合併協議会	
H15.5.1	和歌山県海南市、下津町	海南市・下津町合併協議会	
H15.6.1	佐賀県武雄市、山内町、 塩田町、嬉野町	佐賀県西部1市3町合併協議会	
H15.7.1	沖縄県石垣市、竹富町、 与那国町	八重山地域市町合併協議会	

[合併の方式]、[新市の名称]、[新市の事務所の位置]検討資料

- 1 [合併の方式]、[新市の名称]、[新市の事務所の位置]を第2回合併協議会で提案した理由
合併協議の基本項目であり、重要な事項であることから、協議に時間を要する場合が多いこと。

他の協議項目の協議内容や合併のイメージに影響を与える土台的な項目であることから、優先して検討・議論されるべきものであり、早期の決定が望まれること。

協議項目	影響を与える協議項目・事務事業等
合併の方式	<p>合併の方式は、協議の進め方しだいで他の協議項目等に直接的、また間接的に何らかの影響を与える協議項目である。</p> <p>[特に影響を受ける協議項目]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新市の名称 ・新市の事務所の位置 ・議会議員の定数及び任期 ・農業委員会委員の定数及び任期 ・特別職の身分 ・条例・規則等 ・新市建設計画（新市将来構想） ・組織及び機構 ・慣行の取扱い（市村の憲章、市村の章、市村の花・木等） <p>[特に影響を受ける合併する場合の事務事業等]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置選挙の有無（長、議会議員（在任特例適用の場合を除く）、農業委員会委員（1つの委員会を設置する農委法の原則の場合） ・条例・規則等の制定 ・合併する場合の法人格の廃止、新設に伴う事務手続き ・審議会・協議会等の委員 ・契約の変更 ・登記の変更 <p>[住民感情]</p>
新市の名称	<p>[特に影響を受ける合併する場合の事務事業等]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文書・看板等の名称変更作業 ・市民及び関係機関への周知 ・契約の相手方への通知 ・登記の所在地名変更に係る法務局協議 <p>[住民感情]</p>
新市の事務所の位置	<p>[特に影響を受ける協議項目]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新市建設計画（新市将来構想） ・組織及び機構 <p>[特に影響を受ける合併する場合の事務事業等]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設する場合の財政負担 ・市民及び関係機関への周知 ・契約の相手方への通知 <p>[住民感情]</p>

2 [合併の方式]の追加資料

別紙1「新設合併と編入合併の比較」のほか、[合併の方式]の違いにより影響を受けると考えられる事項は、次のとおり。

区 分		新 設 合 併	編 入 合 併
協 議 項 目	新市建設計画 (新市将来構想)	一般的には、合併後の新市が将来どのような方向に進むべきかについて、全区域を対象とした総体的な計画となる。	一般的には、少なくとも編入される区域の役割や総合計画上の位置づけ等について定める必要があるが、新設合併と同様に全区域を対象とした総体的な計画とすることも可能。
	組織及び機構	合併後の新市の組織・機構をどのようにするか全体的な協議を行い、新たに設置する必要がある。 (全面的な新設置)	編入される団体の組織・機構(支所等)をどのようにするか協議を行い、必要に応じて編入する団体の機構改革を行う必要がある。 (一部改正)
	慣行の取扱い (市村の憲章、市村の章、市村の花・木等)	どのようにするか協議を行い、新たに制定する必要がある。 (全慣行の新制定)	編入される団体の慣行の取扱いをどのようにするか協議を行い、必要に応じて編入する団体の慣行の取扱いを改正する必要がある。 (慣行の統一、追加、編入される地域での伝承等)
合 併 す る 場 合 の 事 務 事 業 等	設置、増員選挙の有無 (長、議会議員、農業委員会委員)	長、議会議員(在任特例を適用しない場合)の設置選挙が必要 (概算で5,500万円程度)	議会議員(在任特例を適用しない場合)の増員選挙が必要。 (概算で750万円程度)
		農業委員会委員の設置選挙(1つの委員会を設置する農委法の原則の場合)	選挙なし
	条例・規則等の制定	新たな法人格が設置されることから、約1,100の条例・規則等を新たに制定する必要がある。 (全面的な新設)	事務事業の一元化等の協議結果に基づき、条例・規則等の改正を行う。 (一部改正等)
	合併する場合の法人格の廃止、新設に伴う事務処理等	法人格の廃止、新設に伴う事務処理等 (概算で300事務程度)	編入される2団体の法人格を廃止し、編入する団体の法人格へ引継ぐ場合 (概算で150事務程度)
	審議会・協議会等の委員	全ての審議会・協議会等の委員が全員失職するので、新たに選定し委嘱する必要がある。 (全員新選定)	編入される団体の委員は全員失職するが、編入する団体の委員は在任することから、協議結果に基づき、編入される区域からの委員の増員等を行う必要がある。(増員分選定)

区 分		新 設 合 併		編 入 合 併	
合併する場合の事務事業等	契約の変更	法人格の廃止、新設に伴い別法人となるため、継続すべき全ての契約を変更する必要がある。 (全契約の変更)		編入される団体の契約のうち、協議結果に基づき継続が必要となるものについて変更する必要がある。 (一部契約の変更)	
	登記の変更	法人格の廃止、新設に伴い別法人となるため、不動産等の全ての登記を変更する必要がある。 (全登記の変更)		編入される団体の不動産等の登記のうち、協議結果に基づき承継されるものについて変更する必要がある。 (一部登記の変更)	
住民感情		合併に対して対等のイメージを持ちやすくなるが、地域によっては不満が残ることも予想される。		編入する団体の住民は、受け入れるとのイメージを持ちやすく、スムーズな移行が期待できるが、編入される団体の住民にとっては、吸収されるというイメージにとらわれやすい。	
「合併の方式」と「合併協議の進め方」との関係	全項目協議方式	中心団体基本方式	全項目協議方式	中心団体基本方式	
	3市村が全協議項目について対等な検討・協議を行い合併とした場合の協定書を作成する。 (全体を協議)	3市村の中で中心となる団体を基本として、調整が必要な協議項目について対等な検討・協議を行い合併とした場合の協定書を作成する。 (必要部分を協議)	3市村が全協議項目について対等な検討・協議を行い合併とした場合の協定書を作成する。 (全体を協議)	編入する団体を基本として調整が必要な協議項目について対等な検討・協議を行い合併とした場合の協定書を作成する。 (必要部分を協議)	
	事務局では、「全項目協議方式」を前提に事務方での検討を進めている。				

3 [新市の名称]の追加資料

別紙2「合併の方式による新市の名称」のほか、合併するとした場合の[新市の名称]の決定による主な影響は次のとおり。

事務事業等	想定される主な影響の内容
文書・看板等の名称変更作業	文書・看板等の変更作業に多額の費用を要する。 (例)平成8年 石狩町 石狩市の場合 1億3千万円程度
市民及び関係機関への周知	市民や国・道・その他の関係機関に対し、名称が変更となったことを周知する必要がある。
契約の相手方への通知	新市が引継ぐ契約の相手方に対し、名称の変更があったことを通知する必要がある。
登記の所在地名変更に係る法務局協議	法務局に登録されている石狩市・厚田村・浜益村にある不動産等の所在地名が変わることから、法務局が職権で変更するための協議が必要となる。
住民感情	新市の名称を新しく決める場合には、住民の合併に対する意識と一体感が高まると思われるが、既存の名称が広く認知され、産業や地域のイメージとして固有化されている場合には、変更によって住民の不満が残ることも予想される。

4 [新市の事務所の位置]の追加資料

別紙3「3市村の事務所の概要」のほか、合併するとした場合の[新市の事務所の位置]の決定による主な影響は次のとおり。

協議項目・事務事業等	想定される主な影響の内容
新市建設計画 (新市将来構想)	新市の事務所の位置がどこになるかによって、新市建設計画(新市将来構想)におけるゾーニングや公共施設の配置、交通体系などに大きな影響を与えることとなる。
組織及び機構	新市の事務所をどこにするか、また、既存の施設を利用するかしないかによっては建物の収容能力に差があり、新市の組織・機構のあり方にも大きな影響を与えることとなる。
建設する場合の財政負担	新市の事務所を新しく建設することとした場合には、多額の費用を要することとなる。 (例)平成5年 石狩市役所庁舎建設(用地費を除く) 38億4千万円
市民及び関係機関への周知	市民や国・道・その他の関係機関に対し、新市の事務所の位置を周知する必要がある。
契約の相手方への通知	新市が引継ぐ契約の相手方に対し、事務所の位置の変更があったことを通知する必要がある。
住民感情	本庁、支所等の組織機構の内容にもよるが、イメージ的には新市の事務所となる区域の住民は合併を受け入れやすくなり、その他の区域の住民については、新市の事務所の位置いかんによって不満や不安が残ることが予想される。

新設合併と編入合併の比較

区 分		新 設 合 併	編 入 合 併
定 義		2以上の市町村の区域の全部若しくは一部をもって新たな市町村を置くことで市町村数の減少を伴うもの。	市町村の区域の全部若しくは一部を他の市町村に編入することで市町村数の減少を伴うもの。
法 人 格		新たな法人格が発生する。	編入する合併関係市町村の法人格が継続する。
合併市町村の名称		新たに定める。	通常は編入する合併関係市町村の名称となる。
事務所の位置		新たに定める。	通常は編入する合併関係市町村の事務所の位置となる。
市町村の長		合併関係市町村の長は、すべて失職する。	編入される合併関係市町村の長は、失職する。編入する合併関係市町村の長は、変わらない。
助役・収入役等の特別職		合併関係市町村の助役・収入役といった特別職は、全員失職する。	編入される合併関係市町村の特別職は、全員失職する。編入する合併関係市町村の特別職は在任する。
一般職の職員		合併関係市町村の協議により、引き続き合併市町村の職員としての身分を保有するよう措置しなければならない。(合併特例法第9条第1項)	
議 会 議 員	原 則	合併関係市町村の議員は全員失職、合併市町村の法定定数による新たな議員の選挙を行う。	編入される合併関係市町村の議員は全員失職し、編入する合併関係市町村の議員は在任する。 なお、合併後の議員の法定定数が増加する場合は増員選挙を行う。
	特 例	次のいずれかによることができる。 定数特例(合併特例法第6条第1項) 設置選挙において、法定定数の2倍まで増加することができる。 在任特例(合併特例法第7条第1項) 合併関係市町村の議会の議員で合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなる者は、合併後2年を超えない範囲で在任することができる。	次のいずれかによることができる。 定数特例(合併特例法第6条第2項、第3項、第5項) 編入された合併関係市町村の区域で、選挙区を設けて編入合併特例定数による増員選挙(任期は編入先の残任期間)を行うことができる。また、さらに合併後最初に行われる一般選挙においても同様に定数増を行うことができる。 編入合併特例定数の増員数(端数は四捨五入、1未満は1とする。) 増員数 = 編入先の旧定数 × (編入される市町村の人口 ÷ 編入する市町村の人口) 在任特例(合併特例法第7条第1項、第3項) 編入される合併関係市町村の議会の議員で、合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなる者は、編入する合併関係市町村の議員の残任期間について在任することができる。また、更に合併後、最初の一般選挙において定数特例による定数増を行うことができる。
農 業 委 員 会 の 委 員 (合併市町村に1つの委員会を置くこととする場合)	原 則	合併関係市町村の委員(選挙による委員、選任による委員)は全員失職する。	編入される合併関係市町村の委員は全員失職し、編入する合併関係市町村の委員は在任する。
	特 例	合併関係市町村の委員(選挙による委員に限る。)のうち、合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなる者は10人～80人の範囲で、1年以内の間、在任することができる。	編入される合併関係市町村の委員(選挙による委員に限る。)のうち、合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなる者は、40人までの範囲で、編入先の合併関係市町村の委員の残任期間について在任することができる。
条 例 ・ 規 則		合併関係市町村の条例・規則は失効し、新たな条例・規則の制定が必要となる。(暫定条例について地方自治法施行令第3条参照)	編入される合併関係市町村の条例・規則は失効し、編入する合併関係市町村の条例・規則が適用される。

第2回合併協議会にて配付の「合併の方式」の協議調書と同内容。

合併の方式による新市の名称

	新設合併	編入合併	備考
基本的な考え方	すべての市町村の法人格が消滅し新たな法人格が発生することから、新市の発足までに新市の名称を定める必要がある。この場合、合併関係市町村の名称を使用することもできる。	編入する市町村の法人格が継続することから、編入する市町村の名称とすることが多いが、編入する市町村の名称を変更することにより新たに制定することもできる。	
名称についての手続き	地方自治法第7条の規定による関係市町村の廃置分合(合併)の申請に基づき、道議会の議決を経て知事が定め、総務大臣が告示することにより効力を生じることとなる。	編入合併に伴って市町村の名称を変更する場合は、地方自治法第3条の規定により、あらかじめ都道府県知事に協議し、条例でこれを定める必要がある。	地方自治法 (昭和22年法律第67号) 〔地方公共団体の名称〕 第3条第3項 都道府県以外の地方公共団体の名称を変更しようとするときは、この法律に特別の定めのあるものを除くほか、条例でこれを定める。 同条第4項 地方公共団体の長は、前項の規定により当該地方公共団体の名称を変更しようとするときは、あらかじめ都道府県知事に協議しなければならない。

第2回合併協議会にて配付の「新市の名称」の協議調書と同内容。

3 市村の事務所の概要

団体名	事務所所在地	施設の概要	備考
石狩市	石狩市花川北6条1丁目 30番地2	建築年月：平成5年11月（築9年 7月） 構造・規模：鉄骨鉄筋コンクリート 造 地上6階、塔屋1階建 延床面積：10,000.59 m ² 敷地面積：17,543.94 m ²	地方自治法 （昭和22年法律第67号） 〔地方公共団体の事務所の 設定又は変更〕 第4条第1項 地方公共団体は、その 事務所の位置を定め又は これを変更しようとする ときは、条例でこれを定め なければならない。
厚田村	厚田郡厚田村大字厚田村 18番地1	建築年月：昭和38年12月（築3 9年6月） 構造・規模：木造モルタル亜鉛鋼板 葺2階建 延床面積：1,054.67 m ² 敷地面積：2,392.56 m ²	
浜益村	浜益郡浜益村大字浜益村 2番地3	建築年月：平成6年11月（築8年 7月） 構造・規模：鉄筋コンクリート造、 一部鉄骨鉄筋コンクリート造 延床面積：3,310.48 m ² 敷地面積：5,708.00 m ²	

第2回合併協議会にて配付の「新市の事務所の位置」の協議調書と同内容。